

# 生活困窮者自立支援事業 多久市生活自立支援センターだより すてっぴ

第16号（2018年4月発行）

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）からのお知らせです。  
当センターでは、生活困窮者自立支援事業の業務に関する情報提供等を行い、定期的に広報誌【すてっぴ】を発行しています。

この広報誌を通じ、当センターの事業への理解や周知につながれば幸いです。

## 「債務整理」について

「**債務整理**とは」 借金を減額したり、支払いに猶予を持たせたりすることにより、借金のある生活から解放されるための手続きのことです。

債務整理の手続きには、主に①任意整理、②個人再生、③自己破産、という3つの手続きがあります。これらの手続きにて借金を減額、解消することができます。

### 債務整理の手続き

#### ①任意整理

任意整理は、弁護士又は司法書士が、金融業者（貸金業者）などの貸主に対して、直接、金利の減免、債務の分割払等の交渉により債務を減額する手続きです。

#### ②個人再生

個人再生とは、債務を大幅に免責（5分の1程度）にしてもらって、任意整理のように、長期の分割払いにしてもらい債務を減額する手続きです。

#### ③自己破産

自己破産とは、債務者が多額の借金などにより経済的に破綻してしまい、自分のもっている資産では全ての債権者に対して完全に弁済することができなくなった場合に、最低限の生活用品などを除いた全ての財産を換価して全ての借金をゼロにするという裁判上の手続きのことをいいます。

詳細につきましては、当センターへお問い合わせください。また、センター相談員が自宅訪問も実施しておりますので、お気軽にご相談ください。



多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）  
【TEL】0952-75-3593 【FAX】0952-75-6590  
【相談時間】平日 8:30～17:00 ※休み…土・日・祝・年末年始  
北島（主任相談支援員）・小野原（家計相談支援員）

文責：北島（主任相談支援員）